

チリ会社設立の概要

2019年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

サンティアゴ事務所

海外調査部 米州課

報告書の利用についての注意・免責事項*****

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンティアゴ事務所が現地会計事務所 Deloitte に作成委託し、2018 年 12 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

禁無断転載

目次

はじめに.....	1
I. チリの会社形態.....	1
1. 会社形態.....	1
2. 会社形態の特徴.....	1
II. チリにおける会社設立.....	4
1. 会社設立手続き.....	4
①チリ税務当局への書類の登録.....	4
②委任状の作成.....	5
③委任状の登録.....	5
④商業登記と税務当局への登録.....	5
2. 支店の設立.....	7
①支店設立のために日本側で必要となる手続き.....	7
②支店設立のためにチリ側で必要となる手続き.....	8
③チリにおける会計制度.....	9
④チリにおける税務制度.....	9

はじめに

本レポートはチリにおける主な法人形態およびその特徴と設立方法について記載した。加えて、チリの会計・税務概要も記載している。

I. チリの会社形態

1. 会社形態

チリには、以下3種類の営利会社および支店が存在する。

- ✓ 会社
 - 株式会社 Sociudades Anónimas (S.A.)
 - 有限責任会社 Sociedad de Responsabilidad Limitada (SRL、Limitada、またはLLC.)
 - 簡易株式会社 Sociudades por Acciones (SpA)
いずれも株主の存在する株式会社であるが、SpAはS.A.を簡素化させたもの。
- ✓ 支店
 - Agencia de Sociedad Extranjera

会社形態ごとに特徴が異なり、設立方法についても営利会社と支店で異なる。以下で各営利会社および支店の特徴についてまとめよう。次で、次の章でそれぞれの設立方法について紹介する。

2. 会社形態の特徴

各会社形態の特徴をまとめる。

	株式会社 Sociudades Anónimas (S.A.)	有限責任会社 Sociedad de Responsabilidad Limitada (SRL)	簡易株式会社 Sociudades por Acciones (SpA)	支店 Agencia de Sociedad Extranjera (Branch)
最低株主数	2名 株主が1名の状態が10日を超える場合は自動的に解散となる。	2名 株主が1名の状態が10日を超える場合は自動的に解散となる。	1名	1名
最低資本金	原則、最低資本金規件は存在しない。 ただし、法律上の一般的な要件として、資本の額は正常の範囲に設定することが求められるため、会社の設立目的と照らして合理的な水準とする必要がある。	原則、最低資本金規件は存在しない。 ただし、法律上の一般的な要件として、資本の額は正常の範囲に設定することが求められるため、会社の設立目的と照らして合理的な水準とする必要がある。	原則、最低資本金規件は存在しない。 ただし、法律上の一般的な要件として、資本の額は正常の範囲に設定することが求められるため、会社の設立目的と照らして合理的な水準とする必要がある。	原則、最低資本金規件は存在しない。 ただし、法律上の一般的な要件として、資本の額は正常の範囲に設定することが求められるため、会社の設立目的と照らして合理的な水準とする必要がある。

	株式会社 Sociedades Anónimas (S. A.)	有限責任会社 Sociedad de Responsabilidad Limitada (SRL)	簡易株式会社 Sociedades por Acciones (SpA)	支店 Agencia de Sociedad Extranjera (Branch)
株主の 責任	取得した株式に対して支 払われる額	会社の資本に充当された 資本拠出額	取得した株式に対して支 払われる額	無限責任
株主 総会	<ul style="list-style-type: none"> 定時総会…暦年の最初 の4カ月の間に実施。 財務諸表の承認や配当 金の決議、取締役の選 任などを実施。 臨時総会…特別に言及 された場合に実施。定 款変更、会社分割、清 算などの決議を実施。 	株主総会の実施は必須で ない。	定款で特別に規定しない 限り S. A. と同様のルール が適用される。 SpA は定款に規定すれば より柔軟な対応が可能。 以下が可能。 <ul style="list-style-type: none"> 定時総会を開催しない 一部の決議は株主が決 議できる。 株主は総会あるいは株 主全員の同意により公 文書の作成を経てその 権利を行使できる。 	株主総会の実施は必 須ではない。しか し、支店の代表者は 年度の貸借対照表を 承認し、新聞にて公 表しなければならない。
取締 役会	取締役会は株主によって 選任された最低3人の取 締役により構成される。 取締役会の定足数は取締 役の過半数とされる。 一部の事項を除き取締役 会の決議は出席取締役の 過半数とされる。 四半期ごとに定例で取締 役会を開催することは必 須ではない。ただし、会 社を管理するため、取締 役としての職務を全うす るため定期的実施する ことが求められる。	定款で、取締役会や1名 または複数名の管理者の 設定など様々な方法で管 理が可能。 なお、定款に定めのない 場合は、一部例外を除き 取締役会などの開催は必 須ではない。	定款で、取締役会や1名 または複数名の管理者の 設定など様々な手法での 管理が可能。 なお、定款に定めのない 場合は、S. A. と同様の規 則が適用される。	会社を代表する権限 を有する個人（代 表者）が会社を管理 する。 代表者は外国人でも 問題ないがチリに居 住する自然人である ことが求められる。
CEO (Gerente General)	必須。 取締役会により任命され る。会社代表、会計監査 人、会計役職との兼務は できない。	定款に定めのない場合は 全ての株主が会社を経営 する。	定款に定めのない場合 は、S. A. と同様の規則が 適用される。	代表者は全ての或い は一部の権限を有す る CEO 等を任命す ることができる。
その他 の管理 規則	<ul style="list-style-type: none"> 株式非公開企業の場合、定款にその旨を記載すれば会計検査官や会計監査人を選任する必要はない。 CEO は権限を第三者に委任することができる。 CEO 等は税務当局に対して法定代表者として 	<ul style="list-style-type: none"> 定款に定めのある場合を除き、会計検査官や会計監査人を選任する必要はない。 定款にてあらゆる経営・管理方法を規定することができる。何ら規定されない場合は、全ての株主等が会社を経営・管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定款にその旨を記載すれば会計検査官や会計監査人を選任する必要はない。 親会社が代表者となり、経営・管理することができる。 CEO 等は税務当局に対して法定代表者として任命されなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の交代には、支店設立時の公文書の修正が必要となる。

	株式会社 Sociedades Anónimas (S. A.)	有限責任会社 Sociedad de Responsabilidad Limitada (SRL)	簡易株式会社 Sociedades por Acciones (SpA)	支店 Agencia de Sociedad Extranjera (Branch)
	任命されなければならない。この法定代表者はチリ人またはチリに居住許可を得た外国人でなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 定款で付与されていない権限は、全ての株主等の満場一致での行使が求められる。 一人以上の株主、CEO等が税務当局に対して法定代表者として任命されなければならない。この法定代表者はチリ人またはチリに居住許可を得た外国人でなければならない。 	ない。この法定代表者はチリ人またはチリに居住許可を得た外国人でなければならない。	
コンプライアンス業務	定時株主総会にて以下を承認する。 <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表 アニュアルレポート 監査報告書 利益配当 	定款に特段の定めがない場合不要。	定款に定められたもの。定款に定めがない場合はS. A.と同様の規則が適用される。	代表者は年度で以下を承認する。 <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表 利益配当 また、支店の貸借対照表を新聞にて公表しなければならない。
定款変更	定款変更は臨時株主総会にて承認される。当総会には公証人も招集する必要がある、総会議事録の要約は公文書にし、商業登記したうえで官報に掲載しなければならない。 会社が電子様式登録により設立された場合は、総会議事録は公文書として要約するか、公証役場にて記録し、その写しをウェブサイト上で登録すればよく、官報への掲載は不要。	全ての株主等は定款変更を証明する公文書を作成しなければならない。公文書の要約は商業登記簿に登録され、官報に掲載しなければならない。 なお、会社が電子様式登録により設立された場合は、公文書の写しをウェブサイト上で登録すればよく、官報への掲載は不要。	定款変更は臨時株主総会にて承認される。当総会には公証人も招集する必要がある、総会議事録の要約は公文書にする。ただ、公文書として作成する代わりに、私文書として公証役場にて作成することも認められている。関連する公文書または私文書の要約は、商業登記したうえで官報に掲載しなければならない。 なお、会社がオンライン登録により設立された場合は、議事録は公文書または私文書として作成された後、その写しをオンライン登録すればよく、官報への掲載は不要である。	海外の本店に承認されなければならない。 代表者の交代は、本店により新代表者の選任と同時になされなければならない。選任の証書を作成しなければならない。証書の要約は商業登記され官報に掲載されなければならない。
株式の売却	原則自由	他の株主等が同意しない限り売却することはできない。	原則自由	該当なし

	株式会社 Sociedades Anónimas (S. A.)	有限責任会社 Sociedad de Responsabilidad Limitada (SRL)	簡易株式会社 Sociedades por Acciones (SpA)	支店 Agencia de Sociedad Extranjera (Branch)
	特定の制限事項や販売手続きが存在する場合があります。		特定の制限事項や販売手続きが存在する場合があります。	
ビジネス内容	関連しない複数のビジネス活動を行える。	関連しない複数のビジネス活動を行える。	関連しない複数のビジネス活動を行える。	外国企業のビジネス活動のチリでの展開
株主、パートナーの加入	他の株主からの承認は不要。	他の全ての株主等からの同意が必要。	他の株主からの承認は不要。	該当なし
適用される規制	法第 18, 046 (チリ会社法) 財務省の DS 第 702	法第 3, 918 (会社設立に関する法律) 商法第 348 条～506 条 民法第 2, 503 条～2, 115 条	商法第 424 条～450 条 法第 18, 046 (チリ会社法)	所得税法第 38 条、 58 条 No. 1

II. チリにおける会社設立

1. 会社設立手続き

営利会社の設立に関する手続きを記載する。支店設立に関する手続きについては、2. 支店の設立 に記載している。

① チリ税務当局への書類の登録

営利会社をチリに設立しようとする外国企業は、チリの税務当局に登録しなければならない。そのため、外国企業は、自社の所在する国において以下の書類を作成する必要がある。

- A. アポステイーユ認証またはチリ領事館においてリーガライズされた、当外国企業の優良身分証明書。左記が取得できない場合は直前の期間の法人税の納税を示す証明書。日本企業は上記に該当する書類として、東京商工会議所から発行される営業証明書 (Certificate of Business Operations) を準備するケースが多い。なお、下記の通りスペイン語に翻訳する必要があるが、書面の発行時点でその後の混乱を避けるために英語で取得することを推奨する。
- B. アポステイーユ認証またはチリ領事館においてリーガライズされた、税務上の居住証明書および納税者番号のコピー、または当外国企業が設立された国の税務当局によって発行されたその他の書類。日本企業においては、上記に該当する書類として、税務署より発行される納税証明書 (Certificate of Tax Payment) を準備する。なお、下記の通りスペイン語に翻訳する必要があるが、書面の発行時点でその後の混乱を避けるために日本語と英語の両方が記載された納税証明書を取得することを推奨する。

なお、書類をスペイン語で発行できない場合は、スペイン語へ翻訳をしたうえでアポステイーユ認証またはリーガライズが必要となる。

② 委任状の作成

委任状はチリに設立する会社の株主等の所在国（日本）にて作成する必要がある。

外国の株主等がチリで会社設立するためには、チリにおける代表者（Representative）を任命する必要がある。会社設立に必要な書類を作成・提出し、会社設立に必要な手続きを完了させるため、当委任状によりチリの自然人を任命することになる。なお、この自然人はチリ居住者であることが求められる。新規で日本からチリに会社を設立する場合は、チリ居住者が社内にはいないことが一般的であるため、弁護士など第三者に依頼し会社設立までの間一時的に代表者となってもらうケースが多い。なお、委任状の形式は弁護士など第三者が独自に作成、保有している。

一般的に、委任状は親会社によって海外で作成され、その地の公証役場（日本の公証役場）またはチリ領事館で作成することができる。なお、委任状が外国の公証役場で作成される場合は、当委任状をアポステイーユ認証する必要がある。チリ領事館における委任状の作成費用は 25 ドル～50 ドルとされている。なお、日本の公証役場の一覧は (<http://www.koshonin.gr.jp/list/>) により確認できる。

書類をスペイン語で発行できない場合は、スペイン語への翻訳をした上でアポステイーユ認証が必要となる。

③ 委任状の登録

委任状の登録で行う。

委任状は、弁護士など第三者が、チリの公証役場で記録されなければならない。記録された委任状は会社設立するために使用され、必要に応じて公証役場はコピーを作成することがある。なお、チリの公証役場は Notaría と呼ばれ、街中のどこの Notaría でも対応は可能であるが、Notaría ごとに金額が異なる。チリの Notaría の一覧は、 (<https://www.notariosyconservadores.cl/oficios/>) により確認できる。

チリ公証役場による委任状の記録は、およそ 20 ドル～50 ドルの範囲で費用がかかる。当記録には 1～3 日かかる。

④ 商業登記と税務当局への登録

上記 i～iii の手続きが完了後、最終的に以下のプロセスで会社設立が可能となる。商業登記と税務当局への登録はチリで行う。

以下の通り、当手続きには紙媒体と、電子様式を使用した 2 通りの方法がある。

紙媒体

公文書 (public deed)

公証役場にて株主等が公文書作成する。公文書の作成により、会社とその定款が作成される。公文書は特定の手続きに従い、スペイン語で作成する。

公文書は会社形態により異なるが、主に以下の事項を記載する必要がある。公文書の形式は弁護士など第三者が保有している。

- ✓ 公文書を作成した者の氏名、職業または会社名、住所、RUT 番号 (チリの納税番号)
- ✓ 会社の名前と所在地
- ✓ 会社の事業目的
- ✓ 会社の存続期間
- ✓ 会社の資本金額、株式の数等
- ✓ 会社運営の組織等
- ✓ 決算日、貸借対照表の作成日、定時株主総会の開催時期 (特段の記載をしない場合、決算日は 12 月 31 日、定時株主総会の開催は各年の最初の 4 カ月以内とされる)
- ✓ 利益分配の形態
- ✓ 会社清算が行われる条件
- ✓ 暫定取締役会のメンバー、上場企業の場合は会計監査人の任命
- ✓ その他の株主間の合意事項

公文書の作成に関する公証役場への費用は会社の資本金額により異なるが、おおよそ 30 ドル～1,000 ドルの間とされている。

公文書の作成は公証役場により異なるが、1～3 日かかる場合があり、これは、上記委任状の記録と同時に行うことができる。

1) 要約の登録および公表

公文書の要約は公証役場で準備し、会社の所在地に対応する商業登記所 (Registro de comercio del Conservador de Bienes Raíces) にて記録され、官報に掲載、公表されなければならない。要約の登録と公表は、会社形態ごとにチリの法律で定められている期間内に行わなければならない。具体的に、S. A. および Limitada では 60 日以内、SpA では 30 日以内と定められている。一般的には上記よりもっと早く、公文書の作成から 1～2 週間で行う場合が多い。なお、公文書の要約には、会社形態により異なるが主に以下の事項を記載する必要がある。

- ✓ 公文書の作成に同意した株主の氏名および住所等
- ✓ 会社の名前、事業目的、所在地等
- ✓ 資本金額および株式の数等
- ✓ 払込資本金額と払込が分かる証憑

商業登記所にて上記公文書を登録する際は専用の申請書 (商業登記所にて取得可能) に記載の上、申請を行う。また、官報に掲載するためには、Diario Oficial (<http://www.diariooficial.interior.gob.cl/>) にて申請を行う。

商業登記所に要約を登録する費用は会社の資本金により異なるが、20 ドル～600 ドルの範囲で、官報への掲載にかかる費用は会社の資本金により異なるが、おおむねゼロ～80 ドルとされている。

2) 税務当局への登録

RUT番号を取得し事業活動を開始するため、会社所在地に対応する税務当局へ登録を行う。要約の登録と公表が完了した翌日に実施することができ、費用は無料。登録の際の申請書は会社の所在する税務当局に保管されているが、税務当局のホームページでもダウンロードすることができる (<http://www.sii.cl/formularios/imagen/4415.PDF>)。また、登録の際は委任状にて任命された代表者が前述の委任状、IDカード、会社設立の公文書、そして商業登記所にて登記した公文書の要約とその旨が公告された官報を税務当局に持参する必要がある。

なお、事業活動の開始後、会社はその居住地に対応する自治体に登録し、事業許可ライセンスの支払いを実施する必要がある。これは設立後に必要な手続きであるが、チリで事業を行うための要件となっている。

電子様式 (“Empresa en un día”)

“Empresa en un día” と呼ばれる電子様式 (<https://www.tuempresaenundia.cl/VD/Default.aspx>) で、株主等はウェブサイト上で会社を設立できる。ただし、当電子様式は代表者がチリに居住し、RUT 番号を保有する会社のみ使用可能であるため、その要件を満たさない場合は紙媒体での提出方法を行う必要がある。つまり、日本企業が新たにチリに会社を設立する際は適用ができない。チリ政府のホームページ (<https://www.chileatiende.gob.cl/>) にて電子様式での会社設立に関する情報が掲載されている。費用は無料。

1) 電子様式での会社設立申請

電子様式で会社設立を申請するためには、株主はチリの Registro Civil と呼ばれる公共施設、あるいはウェブサイト上でクラベウニカ (cLAVE uNICA) と呼ばれるアクセス権限を取得する。取得には RUT 番号が必要となる。このクラベウニカ (cLAVE uNICA) を使用しウェブサイト上に記された手順にそって申請を行う。

2) 定款の準備

会社形態ごとに定款様式が異なる。必要情報入力後、申請者はシステム上で申請書に電子署名する。その後、1日で会社設立することができる。

3) 税務当局への登録

会社が電子様式で設立された場合、自動的に RUT 番号が割り当てられる。

2. 支店の設立

① 支店設立のために日本側で必要となる手続き

支店を設立するためには、以下の書類を準備する。

- A. 設立された国の法律に準拠した、外国本店（外国会社）の存在と優良な経営状況を示す証明書。日本企業においては会社設立時と同様、東京商工会議所から発行される営業証明書（Certificate of Business Operations）を準備するケースが多い。
- B. 適切な権限を有する、チリにおける代表者の任命

本店は定款の写しを作成し、アポストイーユ認証しなければならない。また、その法人設立および優良制についてその国の管轄当局によって発行された証明書を作成しなければならない。加えて、本店はチリの支店の代表者に権限を付与する旨の委任状を作成しなければならない。

これらの書類は本店の税務当局への登録時にも必要な書類となる。

なお、書類をスペイン語で発行できない場合は、スペイン語へ翻訳をした上でアポストイーユ認証が必要となる。

② 支店設立のためにチリ側で必要となる手続き

1) 公証役場への書類の登録

本店により任命されたチリ支店の代表者は、上記 A. および B. の書類をチリ公証役場に登録する。

書類の登録にかかる費用はその書類の分量により異なるが、通常は 25 ドル～250 ドル。登録には 1～3 日かかる。

2) 公文書の作成

書類の登録と同時に、代表者は同じ公証役場にて次のように公文書の作成をしなければならない。

- (a) 外国法人がチリで活動する際の名称、および支店の目的
- (b) 外国法人が支店を運営していくためのチリの法令を知っていること
- (c) 支店の資産はチリの法令の対象となり、チリの支店が負う義務に必ずのものとなること
- (d) 外国法人がチリでの義務を果たすためにチリに流動資産を保有すること
- (e) 支店の資本金額と、それがチリに入金される時期や方法
- (f) 支店のチリにおける住所

公文書作成のための公証役場での費用は、支店の資本金額により異なるが、おおよそ 30 ドル～1,000 ドルの間とされる。また、このステップには 1～3 日かかる。

3) 要約の登録および公表

公文書の要約は公証役場にて準備され、支店の所在地に対応する商業登記所にて記録され、官報に掲載、公表されなければならない。商業登記所に要約を登録する費用は支店の資本金により異なるが、20 ドル～600 ドルの範囲でかかる。また、官報への掲載にかかる費用は支店の資本金により異なるが、おおむねゼロ～80 ドル。

4) 税務当局への登録

支店が RUT 番号を取得し事業活動を開始するためには、支店は税務当局への登録を行う。これは要約の登録と公表が完了した翌日に実施できる。、費用はかからない。

事業活動開始後、支店はその居住地に対応する自治体に登録し、事業許可ライセンスの支払いを実施する必要がある。これは設立後に必要な手続きであるが、チリで事業を行うための要件となっている。

③ チリにおける会計制度

チリでは一般的に IFRS（国際会計基準）が採用されている。ただし、中小企業に関しては一部 IFRS 基準を適用させない簡素化した IFRS を採用することができる。

日本企業の場合、一般的に規模の大小にかかわらず IFRS を採用するケースが多い。

④ チリにおける税務制度

チリの税制は直接税と間接税にて構成されている。

a) 直接税：所得や富を得た対象に影響を与える税

- 所得税
 - 法人所得税（第 1 カテゴリー税）
 - 個人所得税
 - 第 2 カテゴリー税
 - 統合補完税
 - 非居住者への税
 - 追加税

b) 間接税： 富、税、行動、契約などの発生に影響を与える税

- 販売またはサービス税。
 - 付加価値税（VAT）。
 - 特定の物に対する特別税
 - アルコール飲料とその類似品に対する税
 - 車両輸入特別税
 - 贅沢品税
- 特別税
 - タバコ税
 - 燃料税
- その他の税
 - 外国貿易税
 - 印紙税
 - ギャンブル税
 - 相続税および寄付税

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20180054>

チリ会社設立の概要

2019年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）サンティアゴ事務所

Japan External Trade Organization (JETRO)

Santiago Office

Av. Andrés Bello 2777, Piso 27, Oficina 2703, Edificio de la Industria,

Las Condes, Santiago, CHILE

TEL : +56-2-2-203-3406
